

「営農ローン」商品概要説明書

(平成31年4月1日現在)

商品名	営農ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAの組合員の方で、農畜産物を販売されている方。 ●ご契約時の年齢が満20歳以上75歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、当JA地区内に1年以上居住している方。 ●当JA（他JAを含む）との間で営農にかかる当座性貸越、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）、アグリスーパー資金および営農ローン借換資金取引を行っていない方。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金用途	●営農等に必要な資金とします。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●300万円以内（ご契約額は10万円単位）。 ・ただし、前年の農業経費もしくは過去3ヶ年の農業経費の平均額のいずれか多い金額以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約日から1年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。 ・ご契約者ご本人から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について再審査を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。 ・ただし、満75歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利とします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	●随時、お借入残高を上限として、当JA窓口（円単位）またはATM（千円単位）で指定普通貯金口座にご入金された資金により、お借入残高に達するまで自動的にご返済いただきます。
利息の計算方法	●毎年3月、9月の貯金利息決算日を利息決算日とし、毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	●不要です。
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	●保証料（保証料率：年0.7%）をお支払いいただきます。
手数料	●不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みには、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。